

## 志賀町事業者等災害復興支援金交付要綱

(趣旨)

第1条 この告示は、令和6年能登半島地震（以下、「能登半島地震」という。）により甚大な影響を受けている町内の企業及び個人事業主（以下、「事業者等」という。）の事業継続を支援するため、志賀町事業者等災害復興支援金（以下「支援金」という。）を交付することについて、志賀町補助金等交付規則（平成23年志賀町規則第1号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(交付対象者)

第2条 支援金の交付の対象となる者（以下「交付対象者」という。）は、次の各号のいずれかに該当する事業者等で、企業にあっては法人町民税の申告、個人事業主にあっては所得税又は町県民税の申告を行っているものとする。ただし、町長が交付対象者と認める場合は、この限りでない。

- (1) 町内に事務所又は事業所を有する事業者等
- (2) 町内に住所を有する農林水産業を営む事業者等

(不交付対象者)

第3条 前条の規定にかかわらず、次に掲げる者は、交付対象者から除くものとする。

- (1) 志賀町なりわい再建支援補助金交付要綱（令和6年志賀町告示第 号）に定める補助金の交付を受けた者又は交付を受ける予定である者
- (2) 志賀町農業共同利用施設災害復旧事業費補助金交付要綱（令和6年志賀町告示第 号）に定める補助金の交付を受けた者又は交付を受ける予定である者
- (3) 志賀町農業機械再取得等支援事業費補助金交付要綱（令和6年志賀町告示第 号）に定める補助金の交付を受けた者又は交付を受ける予定である者
- (4) 被災木材加工流通施設等復旧対策事業費補助金交付要綱（令和6年志賀町告示第 号）に定める補助金の交付を受けた者又は交付を受ける予定である者
- (5) 石川県漁船等災害復旧支援事業費補助金交付要綱（令和6年2月27日水第3113号）に定める補助金の交付を受けた者又は交付を受ける予定である者
- (6) 個人事業主で令和5年分確定申告において、公的年金を除き、事業収入を上回る収入のある者

- (7) 法人税法（昭和40年法律第34号）別表第1に規定する公共法人
- (8) 第6条第2項第3号に規定する誓約書（別紙その1）の誓約事項に反する者
- (9) 宗教上の組織又は団体
- (10) 政治団体
- (11) 暴力団等（志賀町暴力団排除条例第2条第3号又は第4号）の反社会的勢力又は反社会的勢力と関係を有する者
- (12) その他町長が適当でないと認める者

2 町長は、前項の規定にかかわらず、交付対象者が、次の各号のいずれかを滞納しているときは、交付対象者としなないことができる。ただし、分納誓約等により、適正かつ確実な納付が見込まれるとき、又は町長がやむを得ない事情があると認めるときは、この限りでない。

- (1) 志賀町税条例（平成17年志賀町条例第54号）第3条に規定する町税
- (2) 志賀町国民健康保険税条例（平成17年志賀町条例第128号）第1条に規定する国民健康保険税

（支援金の額）

第4条 支援金の額は、従業者数別に、次の表のとおりとする。

従業者数	0～4人	5～14人	15～29人	30～49人	50人以上
交付金額	10万円	25万円	50万円	100万円	250万円

2 前項における従業者数とは、令和6年1月1日現在の常勤かつ雇用保険被保険者である従業者の人数とする。

（交付の申請及び請求）

第5条 支援金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、志賀町事業者等災害復興支援金交付申請書兼請求書（様式第1号）に次項に定める書類を添えて、町長に提出しなければならない。

2 前項の規定による書類は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 町内に主たる事務所又は事業所を有する事業者等、又は町内に住所を有する農林漁業を営む事業者等であることを証明する書類の写し（法人税又は個人の確定申告書等）
- (2) 従業者数がわかる書類の写し（雇用保険被保険者資格取得届等）

- (3) 誓約書（別紙その1）
- (4) 本人（申請者）確認書類の写し（運転免許証等）
- (5) 振込先口座の通帳等の写し
- (6) 町税納付状況調査同意書（別紙その2）

（交付の決定）

第6条 町長は、前条の規定による申請があった場合は、その内容を審査し、適当と認めるときは、支援金の交付を決定し、志賀町事業者等災害復興支援金交付決定通知書（様式第2号）により申請者に通知する。

2 町長は、前項の場合において、支援金の交付目的の達成及び適正な執行に必要と認める条件を付することができる。

（交付決定の取消し等）

第7条 町長は、申請者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該決定を取り消すことができる。

- (1) 法令及びこの要綱の規定に違反したとき
- (2) 偽りその他不正な手段により補助金の交付決定を受けたとき
- (3) その他町長が不相当と認めるとき

2 町長は、前項の取消しをしたときは、志賀町事業者等災害復興支援金交付取消通知書（様式第3号）により申請者に通知するものとする。

3 町長は、第1項の取消しにより申請者に損害が生じた場合であっても、その賠償の責めを負わない。

（支援金の返還）

第8条 町長は、前条の規定により支援金の交付決定を取り消した場合において、すでに支援金が交付されているときは、志賀町事業者等災害復興支援金返還命令書（様式第4号）により、期限を定めてその返還を命ずるものとする。

（加算金及び延滞金）

第9条 申請者は、第8条第2項の規定による取消しの決定に基づき、前条による支援金の返還を命ぜられたときは、その命令に係る支援金の受領の日から納付の日までの日数に応じ、当該支援金の額（その一部を納付した場合におけるその後の期間については、当該納付金額を控除した額）につき年10.95パーセントの割合で計算した

加算金を町に納付しなければならない。

- 2 前項の規定により加算金を納付しなければならない場合において、申請者の納付した金額が返還を命ぜられた支援金の額に達するまでは、その納付金額は、まず当該返還を命ぜられた支援金の額に充てられたものとする。
- 3 申請者は、支援金の返還を命ぜられ、これを納付期日までに納付しなかったときは、納付期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額につき年10.95パーセントの割合を乗じて計算した延滞金を町に納付しなければならない。
- 4 町長は、第1項又は前項の場合において、やむを得ない事情があると認めるときは、加算金又は延滞金の全部又は一部を免除することができる。

(調査等)

第10条 町長は、支援金の交付に関し必要があると認めるときは、申請者に対し、関係資料の提出を求め、又は必要な調査を行うことができる。

(補則)

第11条 この告示に定めるもののほか、支援金の交付に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この告示は、公表の日から施行する

(失効)

- 2 この告示は、令和7年3月31日限り、その効力を失う。

様式第1号（第5条関係）

志賀町事業者等災害復興支援金交付申請書兼請求書

年 月 日

志賀町長 様

（申請者）

住 所

事 業 者 名

代表者職氏名

印

電 話 番 号

志賀町事業者等災害復興支援金の交付を受けたいので、志賀町補助金交付規則第3条及び志賀町事業者等災害復興支援金交付事業実施要綱第5条第1項の規定により、次のとおり関係書類を添えて申請・請求します。

事業者名		従業者数 (常勤職員に限る)	人
申請・請求額	<input type="checkbox"/> 10万円（従業者数0～4人） <input type="checkbox"/> 25万円（従業者数5～14人） <input type="checkbox"/> 50万円（従業者数15～29人） <input type="checkbox"/> 100万円（従業者数30～49人） <input type="checkbox"/> 250万円（従業者数50人以上）		

振込先（申請者の口座に限る。）

金融機関名					支店名			
預金種別・口座番号	普通・当座							※右詰めで記入
フリガナ								
口座名義								

添付書類

- 1 町内に主たる事務所又は事業所を有する事業者等、又は町内に住所を有する農林漁業を営む事業者等であることを証明する書類の写し（法人税又は個人の確定申告書等）
- 2 従業者数がわかる書類（雇用保険被保険者資格取得届等）
- 3 誓約書（別紙その1）
- 4 本人（申請者）確認書類の写し（運転免許証等）
- 5 振込先口座の通帳等の写し
- 6 町税納付状況調査同意書（別紙その2）

備 考

備 考
-----

様式第2号（第6条関係）

第 号  
年 月 日

様

志賀町長

印

志賀町事業者等災害復興支援金交付決定通知書

年 月 日付けで申請があった標記支援金について、志賀町補助金交付規則第6条及び志賀町事業者等災害復興支援金交付事業実施要綱第6条第1項の規定に基づき、下記のとおり交付することに決定したので、通知します。

記

年 度	令和 年度
事業の名称	志賀町事業者等災害復興支援金交付事業
交付決定額	円

様式第3号（第7条関係）

第 号  
年 月 日

様

志賀町長



志賀町事業者等災害復興支援金交付取消通知書

年 月 日付けで交付の決定を受けた志賀町事業者等災害復興支援金について、志賀町補助金等交付規則第17条及び志賀町事業者等災害復興支援金交付要綱第7条第1項の規定により、下記のとおり交付を取消したので通知します。

記

交付決定額	円
交付取消額	円
取消しの理由	

様式第4号（第8条関係）

第 号  
年 月 日

様

志賀町長



志賀町事業者等災害復興支援金返還命令書

年 月 日付けで交付決定を取り消した志賀町事業者等災害復興支援金について、志賀町補助金等交付規則第18条及び志賀町事業者等災害復興支援金交付要綱第8条の規定により、下記のとおり返還を命じます。

記

交 付 決 定 額	円
既 交 付 額	円
返 還 額	円
返 還 期 限	年 月 日 まで
返 還 理 由	
返 還 方 法	

(別紙その1)

年 月 日

志賀町長 様

## 誓 約 書

志賀町事業者等災害復興支援金に関して、次のとおり誓約します。

- 1 申請要件をすべて満たしています。虚偽が判明した場合は、補助金の返還等に  
応じます。
- 2 次の補助金の交付を受けた場合は、返還します。
  - (1) 志賀町なりわい再建支援補助金
  - (2) 志賀町農業共同利用施設災害復旧事業費補助金
  - (3) 志賀町農業機械再取得等支援事業費補助金
  - (4) 被災木材加工流通施設等復旧対策事業費補助金
  - (5) 石川県漁船等災害復旧支援事業費補助金
- 3 志賀町から検査・報告・是正のための措置の求めがあった場合は、これに応じ  
ます。
- 4 自社は、志賀町暴力団排除条例（平成24年志賀町条例第1号）第2条第1号及び  
第5号に規定する暴力団、暴力団経営支配法人等に該当しません。  
また、役員、使用人、その他従業員等は、同条第3号及び第4号に規定する暴  
力団員、暴力団員等のいずれにも該当せず、かつ、将来にわたっても該当しま  
せん。

住 所 \_\_\_\_\_

事 業 者 名 \_\_\_\_\_

代表者職氏名 \_\_\_\_\_

※ 住所、事業者名、代表者職氏名の欄は、必ず自署でお願いします。

(別紙その2)

町税納付状況調査同意書

年 月 日

志賀町長 様

(申請者)

住 所

事 業 者 名

代表者職氏名

志賀町事業者等災害復興支援金の交付申請にあたり、自社における下記の町税の納付状況について、志賀町が調査することに同意します。

記

調査対象の町税

- 1 町民税
- 2 固定資産税
- 3 軽自動車税
- 4 国民健康保険税

※以下、税務課使用欄

項目	該当するものに○		調査日	調査課名	調査担当者印	課長印
	滞納	分割納付				
町民税	有・無	有・無		税務課		
固定資産税	有・無	有・無				
軽自動車税	有・無	有・無				
国民健康保険税	有・無	有・無				